

令和8年度 天理市既存木造住宅耐震改修工事補助事業の募集要項

募集期間と募集件数

募集期間 令和8年5月18日（月）～ 令和8年6月19日（金）

募集件数 2件

※応募多数の場合は抽選となります。

※募集件数に達しなかった場合は、次の期間に先着順で募集を行います。

（令和8年6月22日（月）～令和8年11月30日（月））

1. 制度概要

個人が所有する木造住宅の耐震改修工事費用の一部を補助する事業です。補助金の交付を受けるには条件があります。

2. 補助金の額

補助金の額は、耐震改修工事費（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費含む）の5分の4を乗じて得た額とし、115万円を限度額とします（1,000円未満の端数は切捨て）。

3. 補助金交付の要件について

■補助対象住宅

次のいずれにも該当する市内に所在する住宅であること

- (1) 昭和56年5月31日以前に工事着手し建築したもの。
- (2) 現に居住の用に供している個人が所有する住宅（3階建て以下とし、併用住宅（住宅部分の床面積が延床面積の過半を占めるもの）、長屋住宅及び共同住宅を含む。）。
- (3) 木造の在来構法、伝統的構法又は枠組壁構法であるもの。
- (4) 耐震診断*をしたもので、次の耐震改修工事を行うもの。

ア. 1.0未満であった上部構造評点を1.0以上の数値にする改修工事
イ. 0.7未満であった上部構造評点を0.7以上の数値にする改修工事
いずれの場合でも、1階部分のみでも可能。

※一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。以下同じ。）と同等以上の効力を有する診断に限ります。

- (5) この事業による補助金の交付を受けたことのない住宅であること。

■補助対象者

- (1) 補助対象住宅の所有者又は所有者の同意を得た者であること。
（法人は対象外です。所有者の相続人、住宅の購入者は含まれます。）
- (2) 天理市税を滞納していないこと。

■工事完了期限

令和9年1月31日（日）までに完了する工事であること。

4. 交付申請書類について

既に請負契約が済んでいる工事については対象となりません。必ず契約前に申請する必要があります。

- (1) 既存木造住宅耐震改修工事補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 耐震改修工事見積書（様式第2号）及び内訳書
- (3) 補助対象住宅の付近見取図及び写真（外観がわかるものを2枚以上添付すること。）
- (4) 配置図及び平面図
- (5) 補助対象住宅が昭和56年5月31日以前に着工したことを証する書面
（建築確認通知書の写し、建物全部事項証明書、固定資産課税台帳による証明 等）
- (6) 補助対象住宅の所有者が確認できる書類
（建物全部事項証明書、固定資産課税台帳による証明 等）
- (7) 市税状況調査同意書（様式第4号）
- (8) 耐震改修前の耐震診断報告書
- (9) 建築士が作成した耐震改修工事計画書
耐震改修後の構造評点が0.7以上又は1.0以上となる耐震診断結果報告書、耐震改修箇所が確認できる図面、作成した建築士が確認できる書類が含まれるものを提出してください。
- (10) その他市長が必要と認める書類

申請の内容により、下記の書類の提出も必要となります。

■ 代理人が申請する場合

所有者からの委任状

■ 申請者以外に補助対象住宅を使用している場合

使用者全員の同意書

■ 申請者以外に補助対象住宅の所有者がいる場合

共有者全員の同意書

■ 所有者が死亡している場合（共有の住宅で、既に死亡されている方がいる場合も含む）

相続人全員の同意書

相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本、除籍謄本 等）

■ 補助対象住宅を購入しこれから居住する場合

補助対象住宅の売買契約書の写し

所有権移転登記後の建物全部事項証明書

補助対象住宅へ異動後の住民票

5. 交付の決定について

申請書を審査後、要件を満たしている場合は補助金の交付が決定し、「既存木造住宅耐震改修工事補助金交付決定通知書」が送付されます。

交付決定後に、耐震改修工事についての請負契約を行ってください。

6. 交付決定後の計画の変更又は中止について


補助金の交付決定後に、耐震改修工事の内容に変更が生じた場合又は中止しようとする場合は、「既存木造住宅耐震改修工事変更・中止届（様式第7号）」の提出が必要です。変更の場合は、変更内容がわかる書類を添付してください。

7. 完了報告について

耐震改修工事完了後に次の書類を提出してください。



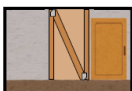

提出期限は、工事完了後30日以内（1月中に完了の場合は1月31日までに）です。

- (1) 既存木造住宅耐震改修工事完了報告書（様式第8号）
- (2) 耐震改修工事の写真（施工前、施工中、施工後）※
- (3) 耐震工事契約書の写し
- (4) 耐震改修工事精算書（様式第2号）及び内訳書
(内訳書は補助対象工事費用と対象外のものとがわかるものを添付してください。)
- (5) 耐震改修工事に要した経費に係る領収書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

※写真撮影のポイント 

同じ場所、同じ画角で撮影

NG例（白黒写真、不鮮明な写真 等）

工事写真		参考
〇〇様邸 耐震補強工事		
	写真No 撮影箇所 作業工程 施工前 撮影日:〇年〇月〇日	 <input checked="" type="checkbox"/> 補助対象物件名 <input checked="" type="checkbox"/> 撮影箇所(居室、寝室など) <input checked="" type="checkbox"/> 施工前or施工中or施工後 ※様式の指定はありませんが、上記のチェック項目に記載されている事項については、写真に記載するようにしてください。
	写真No 撮影箇所 作業工程 施工中 撮影日:〇年〇月〇日	
	写真No 撮影箇所 作業工程 施工後 撮影日:〇年〇月〇日	

8. 補助金の交付請求

耐震改修工事完了報告書を審査し、交付決定の要件を満たしていることが確認されると、補助金額が決定し、「既存木造住宅耐震改修工事補助金交付額確定通知書」が送付されます。

通知書が到達しましたら、「既存木造住宅改修工事補助金交付請求書（様式第10号）」を提出してください。請求書には、補助金の振込先となる口座について記入してください。

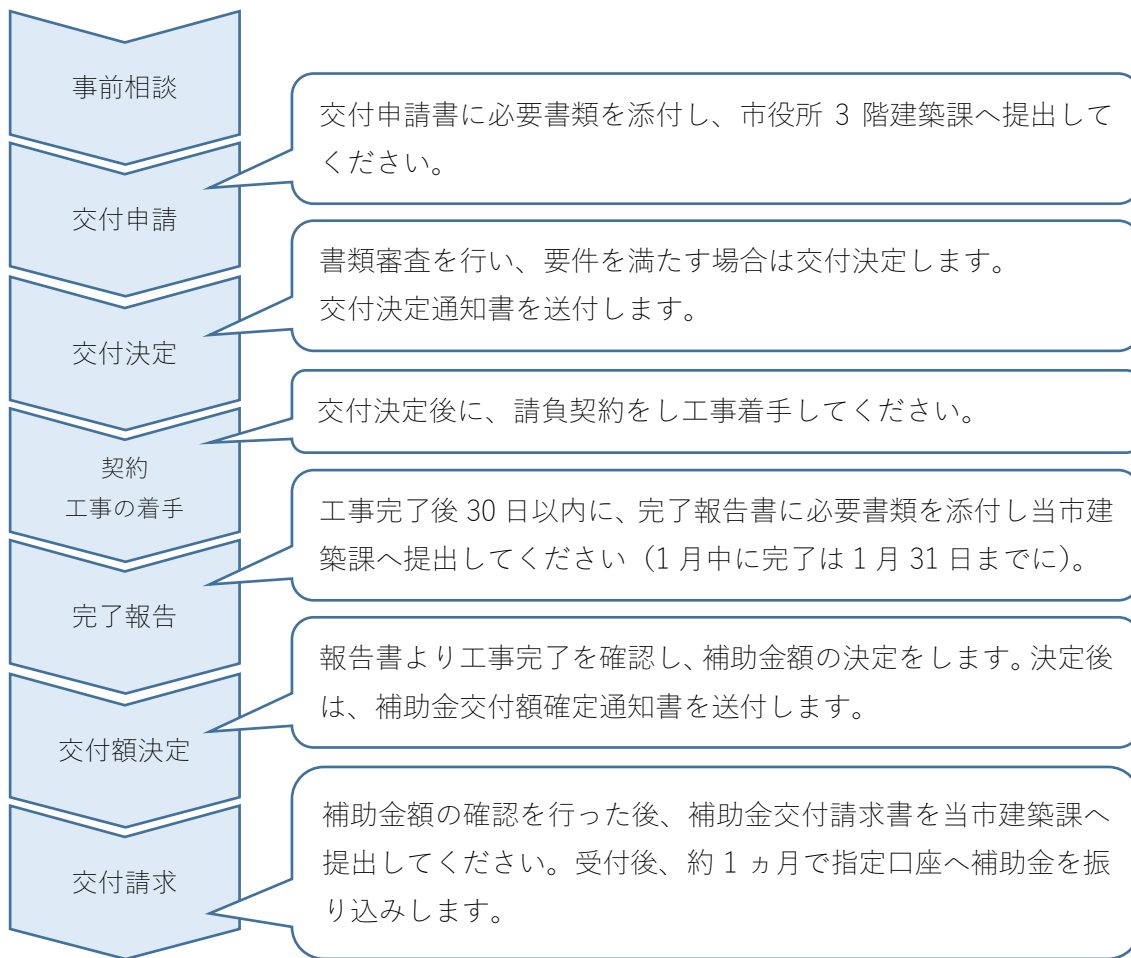
請求書の提出後、約1ヵ月後に指定口座へ補助金が振り込まれます。

9. 注意事項

○既に請負契約が済んでいる工事については対象となりません。必ず契約前に申請する必要があります。

○この補助を受けられるのは、1棟につき1回まで、所有者ごとに1年に一回までです。

10. 手続きの流れ



11. 税制優遇措置について

一定要件を満たす耐震改修工事をされた住宅については、税制の優遇措置（固定資産税の減額、所得税の控除）を受けることができます。

詳細は、固定資産税については天理市役所税務課、所得税については税務署までお問合せください。

お問合せ・申請先

〒632-8555 天理市川原城町 605 番地

天理市役所 建築課住宅係 TEL 0743-63-1001（代表）